五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　三一　70　一三

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　70　一四

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件　三一　70　一五

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づく平成二十六年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定める件　三一　70　一五

○財務省、農林水産省

五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五

六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

八　中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件　三一　70　一八〇

九　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　三一　70　一八〇

○財務省、農林水産省、経済産業省

二　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　六　47　二六

三　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件　二六　四

○国税庁

六　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　三一　四

○文部科学省

二〇　学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示　六　四

二二　平成二十六年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件　七　48　二

二三　無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　一〇　三

二四　有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　一〇　三

二五　有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件　一〇　三

二五　平成二十六年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件　一一　三

二六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一一　50　一三

二七　平成二十六年度又は平成二十七年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　一二　51　一

二八　平成二十六年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件　一三　五

二九　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一三　五

三〇　史跡に指定する件　一八　55　一二

三一　名勝に指定する件　一八　55　六

三二　天然記念物に指定する件　一八　55　一一

三三　特別史跡に地域を追加して指定する件　一八　55　一二

三四　史跡を統合するとともに地域を追加して指定し、名称を改める件　一八　55　一三

三五　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一八　55　一六

三六　史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件　一八　55　一七

三七　史跡に地域を追加して指定する件　一八　55　一八

三八　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　一八　55　一九

三九　天然記念物に地域を追加して指定し、一部を解除する件　一八　55　二〇

四〇　天然記念物に地域を追加して指定する件　一八　55　二〇

四一　記念物を登録記念物に登録する件　一八　55　二〇

四二　文化的景観を重要文化的景観に選定する件　一八　55　二一

四三　平成二十六年度において司書及び司書補の講習を実施する件　二四　三

四四　社会通信教育を認定した件　二四　62　五

四五　文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件　二四　62　五

四六　文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の名称を変更した件　二四　62　六

四七　文部科学省認定社会通信教育講座の代表者を変更した件　二四　62　七

四八　文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の名称及び代表者を変更した件　二四　62　八

四九　研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示　二六　65　四三

五〇　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件　二六　65　五三

五一―五四　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件　二六　65　五四

五五　独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件　二八　四